

議案の取扱い（特別多数議決）について

1 特別多数議決について

(1) 対象議案

第 48 号議案 大田区立沢田東児童公園の廃止について

(2) 根拠法令等

① 地方自治法第 244 条の 2 第 2 項

普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

② 大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 5 号）

（特別議決を要する公の施設）

第 5 条 公の施設の廃止又は 10 年を超える期間にわたって独占的な利用をさせようとする場合で、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 公園
- (2) 体育館

(3) 議長の表決権

地方自治法第 116 条の規定に関する行政事例（昭 26. 5. 2）により、特別多数議決の場合には、議長も表決権を有している。

(4) 過去の採決事例

平成 4 年第 1 回定例会（起立採決）大田区立蒲田東公園の廃止
 平成 17 年第 2 回定例会（簡易採決）大田区立大森諏訪公園の廃止
 平成 18 年第 2 回定例会（簡易採決）大田区立東中公園の廃止
 平成 19 年第 3 回定例会（簡易採決）大田区体育館の廃止
 平成 20 年第 3 回定例会（簡易採決）大田区立東蒲田公園の廃止
 平成 24 年第 4 回定例会（簡易採決）大田区立南蒲田二丁目児童公園の廃止
 平成 26 年第 4 回定例会（簡易採決）大田区立南六郷三丁目公園の廃止
 平成 27 年第 1 回定例会（簡易採決）大田区立大鳥居児童公園の廃止
 平成 27 年第 4 回定例会（簡易採決）大田区立三棟児童公園の廃止
 平成 28 年第 1 回定例会（起立採決）大田区立仲六郷二丁目公園の廃止
 平成 30 年第 1 回定例会（起立採決）大田区立西蒲田五丁目第二児童公園の
 廃止
 令和 3 年第 4 回定例会（簡易採決）大田区立大東児童公園の廃止